

## 令和 2 年度事業計画

### I 基本方針

令和 2 年度の経済見通しについては、総合経済対策を円滑かつ着実に実施するなど我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続ки、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復により、GDP (国内総生産) の成長率 1.4%程度、名目 GDP 成長率 2.1%程度と見込まれております。また、消費者物価は 0.8%程度の上昇と見込んでおりましたが、本年 2 月 18 日の報道によると、昨年 10 月から 12 月期の実質 GDP (国内総生産) は、前期比 1.6%減と 5 四半期ぶりにマイナスとなり、特に 1 月から 3 月期は拡大を続ける新型コロナウイルス感染症が新たな下押し要因となっております。

今後の経済財政運営に当たっては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020 年頃の名目 GDP 600 兆円経済と 2025 年度の財政健全化目標の達成を目指しますとしております。

少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障害や難病のある方も皆が生きがいをもち活躍できる一億総活躍社会の実現に取り組むため、希望出生率 1.8、介護離職ゼロ、「人づくり革命」及び「働き方改革」のための対策を推進しつつ、就職氷河期世代の人々の社会参加機会を拡大していくこととしております。さらには、全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革をすすめることとしております。

財政健全化に向けては、「新経済・財政再生計画」に沿って、着実に取り組みを進め、2025 年度の国・地方合わせた基礎的財政収支 (プライマリーバランス) の黒字化を目指しております。

また、我が国においては、少子高齢化が進み労働力人口が減少している中、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっております。

山形県の人口は、昨年 12 月 1 日現在約 107 万人で、昭和 38 年以降続いている人口減少に歯止めがかかっておりません。

一方、本町の高齢者人口の推移としては、令和 2 年 1 月 1 日現在において 65 歳以上は 7,640 人、人口に占める割合 (高齢化率) は 36.4%となっておりますが、令和 22 年では総人口が減ることに加え、年少人口 (0 歳～14 歳) 及び生産年齢人口 (15 歳～64 歳) が急速に減少することにより高齢化率は 42.3%に達する見通しです。生産年齢人口の割合は 54.4%から 47.9%にまで落ち込み、現役世代約

1.1 人で 1 人の高齢者を支えるというさらに厳しい状況となることが予測されます。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を実行し、地域社会の活性化を推進していく必要があります。

働き方改革の一環として、令和 2 年 4 月 1 日から、正規労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差の改善（同一労働同一賃金）が施行されます。派遣労働者も非正規労働者であり、労働者派遣法の改正により、同一労働同一賃金のルールが適用されることとなります。

シルバー派遣では派遣先で派遣労働者と同種の業務に従事している人（仕事内容、責任の程度、転勤や昇進の範囲が同じような者＝比較対象労働者）と「均衡」を図り、派遣労働者の待遇を決めていく「派遣先均等・均衡方式」を採用することとしております。

また、少子高齢化が進行する中、健康な高齢者は働き続け、社会の支え手になってもらい、65 歳以上を一律に高齢者とみる考え方を見直し、年齢にかかわらず柔軟に働ける環境の整備を打ち出しています。

「若返り」が見られる高齢者は、就業や地域活動への意欲も高く、公的年金の受給開始時期を 70 歳超も選択できるよう検討されております。

庄内町シルバー人材センターにおいても、高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」を実践できるよう、より積極的な就労機会の開拓及び提供を図り、生涯現役社会の実現と地域活性化を目指し、会員及び役職員が一丸となって推進してまいります。

## II 重点事項

### 1 会員の拡大のための対応

- (1) センター会報「シルバー庄内」第 13 号、町広報「しょうない」への記事掲載等により広く会員の拡大を図り、特に団塊世代ホワイトカラー層及び女性層の会員の増強を図ります。
- (2) 「入会説明会」を開催し、全国シルバー人材センター事業協会の「第 2 次会員 100 万人達成計画」に基づき、新規会員の拡大を図ります。
- (3) チラシを作成し、新規会員の確保とセンターの PR にも努めます。
- (4) 昨年度開設したホームページを活用し、情報発信を強化します。
- (5) 町が実施しているおおむね 65 歳以上の一人暮らし若しくは高齢者夫婦のもの世帯又はこれと同程度であると認められる世帯に属するもので、疾病、

認知症、虚弱等の理由から生活の一部を支援する「在宅高齢者軽度生活援助事業」に対応するため、会員の拡大に努めます。

## 2 就業機会拡大のための対応

- (1) 未就業会員の解消に努めます。
- (2) 就業機会開拓員を中心に就業の開拓に努めます。
- (3) 町からの要請により町広報「しょうない」、町議会だより、県民のあゆみ等の配布とともに年1回発刊の庄内町社会福祉協議会の「福祉しょうない社協」の配布にも取り組みます。
- (4) 利用者の情報の共有化を図るため、データベース化の構築を目指します。
- (5) 会員のワークシェアリングを推進するとともに、就業率の向上を目指します。
- (6) シルバー人材センターが町からの役務を提供する契約を締結するときには、随意契約が可能となることから町からの受託事業を積極的に取り組みます。
- (7) 山形県からの補助金を活用して、昨年度に引き続き高齢者就業活性化事業による注連縄製作に取り組みます。
- (8) 高齢化や労働力人口が減少している中、高齢者等の人手不足分野や現役世代を支える分野の就業の促進のため、地域の高齢者及び最近入会した会員を対象に高齢者活躍人材確保育成事業を活用した講習会等に取り組みます。
- (9) 「団体障害保険」及び「熱中症見舞金制度」に加入し、入院又は通院加療をした場合に対応いたします。

## 3 安全・適正就業の推進のための対応

- (1) 会員の適正な就業を確保するため、ガイドラインによる「請負・委任」又は「派遣」の就業形態を確保いたします。
- (2) 安全・適正就業委員会の開催及び安全・適正就業委員による就業現場の巡回指導を実施します。
- (3) 安全・適正就業について、会員、役職員全てが個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」のシルバー事業の一層の展開を図るため、7月を安全・適正就業強化月間として取り組みます。
- (4) 安全就業に関する標語を募集し、入選作品をセンター会報「シルバー庄内」等に活用し、安全意欲の向上を推進します。
- (5) 山形県シルバー人材センター連合会が製作する来年度版オリジナルカレンダー用の写真を募集します。
- (6) 事故を防ぐには、「安全はすべてに優先する」「安全なくして就業なし」を

合言葉に、「自分の安全は、自分で守る」という意識啓発が何より重要です。

- (7) 発注者の動向や会員の就業ニーズを把握してまいります。
- (8) シルバー人材センター適正ガイドラインに基づき、特に請負の就業については、実際には発注者から指揮命令を受け、いわゆる偽装請負と指摘される恐れのある就業については、山形県シルバー人材センター連合会と協調しながら労働者派遣事業への対応に順次切り替えてまいります。
- (9) 交通安全県民運動を推進し、特に、交通安全教育の実施、高齢者の安全な通行の確保及び高齢運転者の交通事故防止を重点項目とします。

#### 4 組織・運営基盤の確立と事務局体制の整備充実

- (1) 当シルバー人材センターは国の法人制度の改革により「一般社団法人」として 8 年目を迎えることになり、関係機関との連携を一層図りながら運営の再構築に努めます。
- (2) 運営機能をより充実していくため、役員及び職員の責任分担と連携体制を明確化し、組織の強化を図ります。
- (3) 庄内町からは、運営基盤強化を図るための支援策として、運営補助を目的とする町単独の上乗せ補助金が交付されておりますが、今後も補助金の増額に向けて要望してまいります。
- (4) コストを意識しながら最低賃金の動向を注視し、適正かつ公平な契約金(利用料金)の見直しを常に行い、経営感覚による運営の徹底を図ってまいります。
- (5) 理事及び監事研修会並びに職員研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。
- (6) 役職員は、シルバー人材センター事業が、高齢社会における高齢者の就業に係る施策として、国、県及び町の援助のもとに運営される公共性、公益性の高い事業であることから、公共的使命を自覚して、自己研鑽に励むとともに今後のシルバー人材センターの在り方等議論を深めてまいります。